



## TOKOニュースレター

Vol. 120/2020年12月号

発行日：2020年12月24日

今年もあとわずかとなりました。コロナに明け暮れた1年でしたが、流行語大賞はなぜか「コロナ」ではなく、「三密」でしたね。と言う訳で、コロナに関する疑問をまとめてみました。①PCR検査の陽性者数をなぜ感染者数と言うのだろうか？ ②欧米よりも感染者数、重症者数とも桁外れに少ないのに、なぜ「医療崩壊」と叫ばれるのだろうか？ ③なぜ感染者、重症者の国籍を公表しないのだろうか？ ④いわゆる第3波の原因として、GO TO トラベルがやり玉に挙がっているが、外国人の入国規制緩和は、なぜ議論の俎上にも上がらないのだろうか？ ⑤体操の内村選手が“偽陽性だった”と大騒ぎになったが、「偽陽性」「偽陰性」の問題は最初から分かっていたのではないかと？ ⑥医師会の会長が記者会見で、エビデンスはないがと断りつつも、なんで隣りのおじさんみたいなこと言うのだろうか？ ⑦がん患者の手術を先延ばしにしてまで、なんでコロナ患者を優先させるのだろうか？

以上コロナの七不思議でしたが、Information と Intelligence は違ふと心に留め、各人が自分の頭で考え判断して行動することが肝要かと思えます。それでどのような判断・行動になったとしても、お互いに「怖がりすぎ」「無神経」と罵りあうのではなく、お互いに尊重し合うことが大切です。

### I. 最新情報（2020年11月1日～2020年11月30日）

#### 1. 会計一般（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2020年11月 19日	意見 提出	実務対応報告公開草案第60号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い（案）」等に対する意見につ	2020年9月11日に企業会計基準委員会（ASBJ）から、実務対応報告公開草案第60号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い（案）」等が公表され、意見が求められました。  日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対する意見を取りまとめ、2020年11月11日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。	—

		いて		
--	--	----	--	--

## 2. 国際関係（IPSASB 関係）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2020年11 月4日	意見 提出	国際公会計基準 審議会 （IPSASB）公 開草案第70号 「履行義務のあ る収益」、同第 71号「履行義 務のない収益」、 同第72号「移 転費用」に対す るコメントの提 出について	<p>国際会計士連盟（IFAC）の国際公会計基準審議会（IPSASB）は、2020年2月に、公開草案第70号「履行義務のある収益(Revenue with Performance Obligations)」、同第71号「履行義務のない収益(Revenue without Performance Obligations)」、同第72号「移転費用(Transfer Expenses)」を公表し、広く意見を求めておりました。</p> <p>日本公認会計士協会では、本公開草案についてのコメントを取りまとめ、2020年10月30日付けでIPSASB に対し提出いたしましたので、お知らせします。</p>	—

## 3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

## 4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

特になし

## 5. IT 関係（IT 委員会）

特になし

## 6. その他

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
202年11月 6日	そ の 他	日本公認会計士 協会と理化学研 究所との共同研 究「AI 等のテク ノロジーの進化 が公認会計士業 務に及ぼす影 響」について	日本公認会計士協会（以下「当協会」という。）は、国 立研究開発法人理化学研究所（以下「理研」という。） と共同で「AI 等のテクノロジーの進化が公認会計士業 務に及ぼす影響」をテーマとした研究を実施していま す。 これまで、複数の監査法人からのご協力を頂いた上 での調査や、2020年9月11日に開催した第41回 研究大会における研究発表などの活動を行ってしまし たが、このたび本共同研究の最終報告に向けた方向性 が定まりましたので、以下のとおりお知らせいたしま す。	—
2020年11 月11日	会 長 声 明	会長声明「「監 査基準の改訂に 関する意見書」 の公表を受け て」	日本公認会計士協会は、会長声明「「監査基準の改訂に 関する意見書」の公表を受けて」を2020年11月11日 付けで発出しましたので、お知らせいたします。	—

## II. 連絡広場

### ワンポイントメッセージ

#### 会社法改正に伴う会社法施行規則等の改正が確定

##### (1) はじめに

2020年(令和2年)11月27日、「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(法務省令第52号)が公布されました。これは、会社法改正に伴い、会社法施行規則等を改正するものです。

##### (2) 会社法施行規則

- 1 定義規定の改正
  - ① 社外役員
  - ② 社外取締役候補者
  - ③ 業務執行者
- 2 株式交付子会社に関する規定の新設
- 3 全部取得条項付種類株式の取得及び株式の併合における事前開示事項に関する規定の改正
- 4 株主総会参考書類に関する規定の改正
- 5 取締役等の報酬等に関する規定の新設
- 6 役員等賠償責任保険契約に関する規定の新設
- 7 事業報告に関する規定の改正
- 8 社債に関する規定の改正
- 9 株式交付に関する規定の新設及び改正
- 10 株主総会資料の電子提供制度に関する規定の新設及び整備

##### (3) 会社計算規則

- 1 株式交付に関する規定の新設及び整備
- 2 株式引受権
- 3 取締役等の報酬等として株式を交付する場合に関する規定の新設及び整備
- 4 株主総会資料の電子提供制度に関する規定の新設

##### (4) 施行時期及び経過措置

「会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)の施行の日(2021年(令和3年)3月1日)から施行する。

ただし、1条2表に係る改正規定、2条中会社計算規則2条2項15号の次に1号を加える改正規定及び134条の改正規定並びに3条中一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則7条の次に2条を加える改正規定及び51条の改正規定は、会社法改正法附則1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

以上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703